

19 商工・観光・イベント

補助制度

●商業店舗整備促進事業補助金 ⑨ 商工観光課（上湧別庁舎）☎2-5866

魅力ある地域づくりの推進と商業の活性化を図るため、店舗の整備等に要する経費を助成します。
事前の申請・審査が必要で、工事着手後の申請は認められません。

- 【補助対象者】 次の全てに該当する方
- (1) 湧別町商工会の会員であること
 - (2) 経費が50万円以上であること
 - (3) 町税等を完納していること
 - (4) 町内業者が施工すること

【対象業種】 印刷業・小売業・写真業・飲食店・理容業・美容業・衣類裁縫修理業・冠婚葬祭業・療術業など
【補助対象経費】 店舗の新築、増改築および改修に要する経費

区分	補助限度額	補助率	事業期間
新築	750万円	1/3	平成25年度～平成29年度 (5年間)
増改築・改修	300万円		

●商工業振興促進事業補助金 ⑨ 商工観光課（上湧別庁舎）☎2-5866

雇用の創出と安定を図るため、町が指定する施設の新設等に要する経費を助成します。
事前の申請・審査が必要で、工事着手後の申請は認められません。

- 【補助対象者】 次の全てに該当する方
- (1) 湧別町に工場、事業場その他の施設を設置する法人または個人であること
 - (2) 経費が増設の場合は300万円以上、新設の場合は1,000万円以上であること
 - (3) 公害を防止するための適切な措置が講ぜられているものを設置するものであること
 - (4) 町税等を完納していること

【事業期間】 平成25年度～平成29年度（5年間）

対象施設	内容
産業施設	・建設業、製造業や自動車整備業で、物の製造、加工や修理を行う施設 ・高度物流関連事業を行う施設 ・情報サービス業で、データセンター事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業やコールセンター事業を行う施設
試験研究施設	自然科学研究所、製品開発に高度技術の利用試験・研究施設
観光施設	宿泊施設や遊園地、ゴルフ場、スキー場またはこれらに類する施設
その他の施設	特に雇用の促進に寄与すると認められる施設

【補助金額】

施設区分	事業区分	交付要件			補助率	補助限度額
		投資額	雇用人員			
産業施設	新設	1,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1人以上	1/4以内 (雇用増がない場合は1/8)	3,000万円
	増設		300万円以上	2人以上		
試験研究施設	新設	1,000万円以上	1,000万円以上	1人以上	1/4以内 (雇用増がない場合は1/8)	2,000万円
	増設		300万円以上			
観光施設	新設	1,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1人以上	1/4以内 (雇用増がない場合は1/8)	5,000万円
	増設		300万円以上	2人以上		
その他の施設	新設	1,000万円以上	1,000万円以上	2人以上	1/4以内 (雇用増がない場合は1/8)	2,000万円
	増設		300万円以上			

●魅力あるまちづくり推進事業補助金 ㊟ まちづくり推進課（湧別庁舎）☎5-3761

恵まれた地域資源を活用した産業振興、および地域の活性化を推進する町民の自主的な活動費用の一部を助成します。事前の申請・審査が必要で、事業着手後の申請は認められません。

【補助対象者】 町内にある法人、町民および町民によるグループ

【補助対象事業】

地域資源を活用した特色ある農林水産業商品の研究開発事業	地場産品を利用した加工品の開発や新商品の開発など
町および地域資源のイメージを高める事業	町のグッズ、商品デザイン、商品のブランド化など
産業間連携による産業振興を推進する事業	産業間の連携による産業振興を目的とした先進地視察、講演会の開催など

【補助対象経費】 ・原材料および資材、機械装置等、研究開発に要する経費
・旅費、会議費、講師謝礼等、人材育成、PR活動に要する経費
・デザイン制作や意匠登録等に要する経費 など

【補助金額】 町民は1/4以内、その他の対象者は1/3以内とし、50万円を限度とする。

【事業期間】 平成28年度～平成30年度（3年間）

●中小企業振興資金制度 ㊟ 商工観光課（上湧別庁舎）☎2-5866

【補助対象者】 中小企業等協同組合法による協同組合または個人で、町内に独立した事業所、店舗を有し、事業を営んでいる方（町税等を完納していることが条件です。）

【融資内容】 【使途資金】 運転資金および設備資金
【金 額】 運転資金 1企業につき2,000万円以内
設備資金 1企業につき2,000万円以内

【融資期間】 運転資金 60ヵ月以内
設備資金 84ヵ月以内（据置期間24ヵ月を含む。）

【補助金額】 融資利率に80%を乗じて得た額と北海道信用保証協会の定めた額の1/2以内

●技能検定促進事業補助金 ㊟ 商工観光課（上湧別庁舎）☎2-5866

労働者の地位向上と職業の安定を図るため、技能士取得に要する経費を助成します。技能検定合格後、速やかに申請してください。

【補助対象者】 次の全てに該当する方

- (1) 湧別町に在住していること
- (2) 湧別町の事業所に勤務していること
- (3) 勤務先の事業活動に関係する技術を習得する意欲があること
- (4) 北海道職業能力開発協会の技能検定試験で、2級以上の実技試験と学科試験に合格していること

【対象経費】 実技試験と学科試験の手数料

【補助金額】 1検定あたり21,000円（限度額）

【事業期間】 平成27年度～平成31年度（5年間）

●迷惑電話対策機器購入助成事業補助金 ㊟ 商工観光課（上湧別庁舎）☎2-5866

高齢者の特殊詐欺被害の未然防止のため、迷惑電話対策機器の購入に要する経費を助成しています。機器購入後、速やかに申請してください。（申請には販売店の領収証が必要です）

【補助対象者】 本町に住所を有し、60歳以上の方が居住している世帯の世帯主

【対象機器】 次の全てに該当する機器

- (1) 着信時に次の3つの機能を持つ電話機
 - ①自動で警告メッセージを流し、通話内容を最初から録音できる機能
 - ②相手に名前を名乗るようにメッセージを流し、相手を確認してから電話に出ることができる機能
 - ③番号登録者と未登録者を色分け表示できる機能
- (2) 親機1台（ファクシミリ機能を持つ機器も対象）と子機1台までの1組とし、1世帯1組まで
- (3) 町内の販売店から購入した電話機

【補助金額】 機器1組の購入に要した費用（運搬・設置費、消費税、ナンバーディスプレイ等契約費を除く）の1/2以内で、限度額12,000円（千円未満切捨て）

【事業期間】 平成28年度～平成32年度（5年間）

観光・スポーツイベント

イベント名	時期	内容	問い合わせ先
チューリップフェア	5月上旬 ～6月上旬	毎年、5月上旬から約1ヵ月間チューリップ公園で開催。オホーツクの青空のもと、色鮮やかなチューリップをお楽しみください！	湧別町観光協会 ☎2-3600
五鹿山公園まつり	5月上旬	毎年桜の開花時期に開催。満開の桜を見ながらジギスカン、ビールなどをお楽しみいただけます。ビンゴゲーム大会や宝探しゲームなども実施。	湧別町商工会 ☎2-2278
サロマ湖100kmウルトラマラソン	6月下旬	すばやく湧別前をスタートし、サロマ湖を一周する100kmと50kmの鉄人レース。ワールドカップも開かれた日本を代表するウルトラマラソン大会です。	教育委員会社会教育課 ☎5-3132
オホーツクサイクリング	7月上旬	オホーツク海沿岸212kmを2日間かけて走破するサイクリング大会です。金曜日はスタート地点の雄武町で受付を行い、ウェルカムパーティーが開かれます。	オホーツクサイクリング実行委員会(北見市) ☎0152-54-1361
湧別サロマ湖龍宮えびホタテまつり	7月下旬	「ホッカイシマエビの早食い競争」や飛び入り大歓迎の「龍宮亀引きトライアル」などのユニークな催しのほか、ホタテやえびの販売コーナーなどがあります。	湧別サロマ湖龍宮えびホタテまつり実行委員会(観光協会内) ☎2-3600
屯田七タまつり	8月上旬	屯田兵行進、長なわとび大会、花火大会、ビンゴなど各種イベントが開催されます。	湧別町商工会 ☎2-2278
湧別町産業まつり	9月下旬	小中学生対象の「鮭の生け捕り大会」、「オホーツク人間ホタテ引き大会」のほか、海産物や農産物の即売会など、さまざまな催し物があります。	商工観光課 ☎2-5866
湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会	2月下旬	白銀の湧別原野で開催されるオホーツクの冬のビッグイベントです。5kmコースから85kmコースまで体力にあわせて参加できます。	

岩石や砂利の採取

☎ 商工観光課(上湧別庁舎) ☎2-5866

岩石や砂利を採取するときは、知事の認可が必要です。

商工・観光団体

団体名	住所	電話番号
湧別町商工会本所	中湧別中町 3020 番地の 1 (文化センターTOM 内)	2-2278
湧別町商工会支所	栄町 112 番地の 1 (役場湧別庁舎併設)	5-2553
湧別町観光協会	中湧別中町 3020 番地の 1 (文化センターTOM バス待合所内)	2-3600



サロマ湖 100km ウルトラマラソン



チューリップフェア



屯田七夕まつり



産業まつり